

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地収用法による事業の認定

山村振興法による町道の改築に関する工事の完了

過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事  
の実施

## 告 示

鳥取県告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十六年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 赤碕町

二 事業の種類 赤碕町民体育館及びテニスコート建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡赤碕町大字赤碕字中島、字尾奈伽計及び字オ

ナガケ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

赤碕町役場

鳥取県告示第七十九号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第一項の規定に基づ

く町道の改築に関する工事を次のとおり完了したので、山村振興法施行令

（昭和四十年政令第三百三十一号）第四条第二項の規定により告示す

る。

昭和五十六年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	岩美町道 相山荒金院内線	
工事区間	岩美郡岩美町大字相山字井ツ尻 八七番一地从り同大字字荷牛 谷二四六番二地先まで	岩美郡岩美町大字荒金字漆野七 〇六番四九地先から同大字字岩 ケ谷七〇番一地先まで
工事の種類	改 築	
工事の完了の日	昭和五十五年 十二月十六日	昭和五十五年 十二月十六日

鳥取県告示第八十号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行うので、過疎地

域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	下黒坂線
工事区間	日野郡日野町野田字前ケ市二四 二番三地从り同町舟場字上河 原新田二八七番一四地先まで
工事の種類	改 築
工事の開始の日	昭和五十六年 二月一日